

## 新潟市立学校のスクールカウンセラー等取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新潟市立小・中・中等教育学校・高等学校（以下、「市立学校」という）に、臨床心理に関する高度な知識及び経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下、「スクールカウンセラー等」という。）を配置する場合の選考、報酬、勤務時間等に関し、新潟市会計年度職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第32号）および新潟市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年新潟市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (身分)

第2条 スクールカウンセラー等の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する一般職とする。

### (選考)

第3条 新潟市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）は、次のいずれかに該当するものの中から、公募によってスクールカウンセラーを選考する。

- (1) 公認心理師
- (2) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- (3) 精神科医
- (4) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、助教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にある者又はあった者

2 市教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の中から、公募によってスクールカウンセラーに準ずる者を選考する。

- (1) 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者
- (2) 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者
- (3) 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- (4) その他、新潟市教育委員会教育長が認めた者

### (派遣)

第4条 新潟市立学校長（以下、「当該校長」という。）は、スクールカウンセラー等の派遣を受けようとするときは、別記様式第1号により、市教育委員会に申請する。

2 当該校長から申請があったときは、予算の範囲内で、生徒指導上の課題の緊急度から派遣する学校を選定し、別記様式第1号に定めるスクールカウンセラー等派遣決定通知書により当該校長へ通知するものとする。

### (対象校及び配置方式)

第5条 配置対象とする学校は、次のいずれかとする。

- (1) 単独校方式
- (2) 拠点学校及び隣接する対象学校（拠点対象校方式）

(スクールカウンセラー等の職務)

第6条 スクールカウンセラー等は、当該校長等の指揮監督の下に、おおむね以下の職務を行う。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの

(任用期間)

第7条 スクールカウンセラー等の任用期間は12月の範囲内で市教育委員会が認める期間とする。

(報酬等)

第8条 報酬は勤務した時間に応じて支給する。その額及び支給方法は別に定める。  
2 職務のための旅行したときの費用弁償については、新潟市旅費条例(昭和32年新潟市条例第47号)の規定するところによる。

(服務)

第9条 スクールカウンセラー等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。  
(1) 校長の監督を受け、その職務上の命令に従い職務に専念すること。  
(2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。  
(3) スクールカウンセラー等の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしないこと。

(公務災害補償の取扱い)

第10条 スクールカウンセラー等が公務上負傷し、若しくは疾病に罹り、又は通勤により負傷し、若しくは疾病に罹った場合の補償は、新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年新潟市条例第33号)の定めるところにより、補償を受けることができる。

(その他)

第11条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日に改正する。 [第3条2項(4)追加]

この要領は、平成31年4月1日に改正する。 [第3条1項(1)追加]

この要綱は、令和2年4月1日に改正する。